

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

絶対廃案、

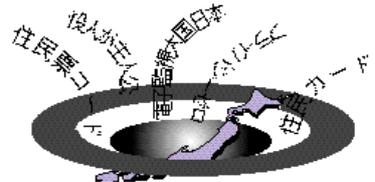
「エネミー・オブ・ジャパン」法案

自治省の 個人情報国家護持法案 は、いらぬ

三月三十日、統一地方選の準備で多くの国会議員が多忙をきわめている最中、自治省、自民党および民主党の推進派は、「国民総背番号制法案(住民基本台帳法改正法案)」の審議入りを、談合により決定した。

河村たかし衆議院議員など、この法案に反対・慎重審議派の議員にとり、この決定は、まさに「寝耳に水」。民主党内でのコンセンサスを得不いまま、役人と結託して事を進めようとする古賀一成議員(衆議院地方行政委員会理事)らに対する反発は、強まっている。しかし、四月十三日には、本会議での「趣旨説明と質疑」、衆議院地方行政委員会での提案理由の説明が行われた。私たちPIJは、昨年三月十日に同法案が衆議院に提出されて以後、日弁連など各界に広く呼びかけ、連帯して、同法案を国会で審議させず、廃案とすることを基本的に国会対策を精力的に行ってきた。

本年三月初めには、超党派の衆議院議員グループ(前田武志団長(民主)、葉山峻(民



主) 富田茂之(公明)、河村たかし(民主)の各氏)とともに、「電子住民カード法」を廃止したばかりの韓国を訪問。かつての独裁国家の負の遺産 ともいえる、同国の国民総背番号制と国民登録証カードの実情をつぶさに視察することができた(視察報告は別項参照)。参加された議員の方々は、日本の自治省の「国民総背番号」構想が、韓国の国民監視制度とつり二つであることをよくご理解されたことと思う。

自治省のコードとカードで国民を監視する構想に反対する輪は、法案の審議入りを機に、国会の内外に次第に広がつつある。法案審議入りの前日(四月十二日)には、法案に反対する数多くの団体や国会議員が衆議院議員会館に集い、「国民総背番号制に反対する市民連絡会」、通称「NO(ノー)番連」が結成された。その後、NO番連結成に呼応して、河村たかし議員らが世話役となり、自由と人間の尊厳を守るために、法案に反対する議員連盟を発足させた。

かねてから法案に反対の立場を明確にしている日本共産党に加え、社会民主党も反

対の立場を鮮明にしている。人間尊重を第一に掲げる公明党も、反対の戦列に加わるべきである。言葉だけでなく、良識と実行が求められている。一方、自由人権協会(JCLU)や法律総合雑誌『法律時報』など、伝統ある人権団体や媒体は、なぜかこの国民総背番号制法案に対し沈黙を守ったままである。いま、まさに良識が問われている。

最近封切られた米映画「エネミー・オブ・アメリカ(Energy of the State)」は、『反プライバシー法案』に反対された国家安全保障局の一人役が、最新機器(実在するものばかり)を駆使し、SSN(社会保障番号)を利用して、徹底した監視網により個人のプライバシーをまる裸にし、国家にとって都合の悪い無実の市民を、社会的破滅へと追いつめていく。

私たちは、映画の主人公R・ディーン弁護士のように、役人にすべてのプライバシーを知られ監視される「恐怖」を味わいたくない。自治省の構想は必ず廃案にしなければならない。

一九九九年五月

PIJ代表 石村耕

主な記事

- ・住民基本台帳法改正法案成立を許すな
- ・最近の米政府の納税者情報保護政策
- ・超党派韓国視察団報告(電子カード廃止)

国民総背番号制法案に

反対する声明文

NO番連 (国民総背番号制法案に反対する市民連絡会)

NO番連結成集会

日時 一九九九年四月一二日
場所 衆議院第一議員会館

国民総背番号制法案に

反対する声明文

国会議員各位

住
民基本台帳法改正法案は、自治省の根回しが功を奏して、国会審議が始まることとなった。しかし、私たちは、このまま座視しているわけにはいかない。自治省の「国民総管理法案」の成立を許せば、広範な国民のプライバシーを役所が自由に管理し、さらには国民に「国内版パスポート」を持たせる社会ができあがってしまいます。

自治省の危険な構想をつぶし、国民の自由と尊厳を守るために、市民団体は、考え方の違いを乗り越えて結集し、自治省の提出した国民総背番号制法案を廃案にしなければならぬ。

このよつな趣旨から、「NO番連〔国民総背番号制法案に反対する市民連絡会〕」の結成を呼びかける集会が開催され、以下の声明文が、決議された。

国民皆登録証の導入をめざすものである。

国民の一人ひとりに強制的に十ケタの「背番号コード」(住民票コード)を付けて個人情報

を管理することは、すべての国民に 入れ墨 のようなバーコードを付け、広範なプライバシーを役所がコンピュータで監視することにつながるだろう。

また、全国共通のIC仕様の「国民登録証カード」(住民基本台帳カード)を持たせることは、いずれそれが 国内版パスポート となり、役所が国民の移動を監視し、行動の自由を制限するための有効な手段となるだろう。

北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)と緊張関係にある韓国においては、二年前に住民カードの電子化(IC化)法がいったん成立し、二〇〇〇年度からの実施を目前にしていた。しかし、この法律の危険性に気づいた市民団体と国会議員との協力により、電子カード化法を廃止する法律が成

立し、住民カードの電子化制度は、廃止となった。

我々は、韓国市民の、「日本で導入を許すと、韓国で再びICカード導入が浮上することを考えてください。」という言葉に、どのように答えれば良いのか。

私たち国民総背番号制法案に反対する市民連絡会(NO番連)に参加するすべての団体は、住民基本台帳制度の趣旨を逸脱し、国家による国民の集中監視を意図する国民総背番号制法案に対し、国民の自由と尊厳を守る立場から、強く反対をする。そして良識ある国会議員の皆様と協力して、この国民総背番号制法案の廃案をめざすものである。

一九九九年四月十二日

国民総背番号制法案に反対する

市民連絡会(NO番連)参加団体一同

NO番連事務局

東京都新宿区愛住町三番地

貴雲閣ビル一〇八

03-5269-0943

03-5269-0944

国民総背番号制法案に反対する声明



国会状況報告

このまま、住基法 改正案成立を 許してはならない

住民基本台帳法改正案成立を許すな

PIJ副代表 辻村祥造

自

治省の提案した住民基本台帳法改正案の国会審議が、突然、始まってしまった。どのような経緯で審議が開始されることになったのか、今後、PIJや市民団体は、どのような国会対策をすすめるべきか、これらを考える資料として、同法案審議開始前後の状況を報告する。

突然、法案の審議始まる

去る三月三十日、統一地方選挙の準備で国会議員が多忙をきわめている最中、自治省と自民党は、「国民総背番号制法案（住民基本台帳法改正案）」を四月十二日から審議入りさせることを、民主党内の推進派との談合により、決定した。これは批判の強い同法案の審議入りを、国会議員の動けない時期を狙って画策した暴

挙といえる。

私たちPIJをはじめ協力関係にある市民団体は、同法案を審議入りさせないことを基本に運動を続けてきたが、その基本戦略が崩れてしまったことを意味する。その原因は、民主党の同法改正推進派の、「市民が主役」との同党スローガンを無視した動きにある。

民主党の推進派とは

そもそも、さまざまな出身母胎、支援団体が混在する民主党所属議員は、同法改正案に対して、推進派と反対派の二つに分かれている。推進派は大まかにいって、官僚出身議員と労働組合の支援を受ける議員である。官僚出身議員は「市民が主役」を掲げた同党の看板の陰に隠れ、結局は、役人が主役の意識から

抜けきらず、自治省の構想推進に基本的には賛意を示していると考えられる。

連合をはじめとする労働組合の支援を受ける議員は、サラリーマンは不公平税制の被害者、という連合の主張を受け、「納税者番号制度」を実現しようとしている。そして、納税者番号制と自治省の提案した国民総背番号制との区別が十分につかないまま、同法改正案に理解を示しているようである。また、労働組合の支援を受ける議員の背景には、NTTやNECといった、ICカードでタナボタ利益を期待する企業の影もちらついている。

民主党の 主役 は反対派のはず

一方、同法案反対派は、保守系議員と、既成勢力にとらわれず広く市民および無党派層の支持を受ける議員である。

前者の保守系議員は、背番号による国民管理という基本的な構想に違和感を持つとともに、自民党政権との明確な対立軸を描く必要性からも、同法改正案に反対する議員が多い。

後者は、共通番号制とICカードの導入が、国家による国民監視社会を招きかねないという危険性を、市民的感覚からとらえる議員たちであ

り、民主党以外にも各党に存在している。おおまかにいって以上のような図式が、民主党内の力関係として存在している。

審議開始劇の 主役 たち

そして今回、暴挙ともいうべき、突出した動きをしたのが官僚出身の議員であった。自治省および自民党と談合して、審議入りを決定したのは、民主党における同法改正作業の責任者である古賀一成議員（衆議院比例区・九州）と、輿石東議員（参議院・山梨）である。

私たちPIJは昨年九月、古賀一成議員と輿石東議員を訪問している。

古賀一成議員との懇談の席上、私たちは「民主党としてこの問題に対する基本的な見解ができていない状況で、同法改正案の審議に入ることはおかしい」と主張。これに対し、古賀議員は「法案を審議するのが国会の役割であり、十分審議すればよい」と回答。再度われわれが、「一度審議入りした法案で成立しなかったものは皆無である」と主張すると、これには反論せず、十分審議するのが議員の役目という主張を繰り返しただけであった。

輿石東議員は、基本的な見解がない、というわれわれの言葉に対し

て、『民主党に基本的な見解が無いというのは失礼極まりない。そのような暴言は聞き捨てできない』、とすごんだものの、民主党の見解なるものを示すことはできなかった。

今回、両議員の行動をあえて「暴挙」と呼ぶのは、会談で私たちPIJが指摘したように、民主党の基本的な見解も無いまま、自治省、自民党と話し審議入りを決定したからである。しかも、それを他の議員が統一地方選挙で全く動けない時期をねらって行っている。まさに、悪質ともいえる行動である。

河村たかし議員（民主党）はじめ、同法改正案に対し反対する議員も、統一地方選挙後に党内の見解を取りまとめようとしていたことから、このような党内手続を無視した推進派の奇襲を予測できなかった。

そして国会審議開始

そして、党内の統一見解に基づかないとはいえ、党の責任者が決定してしまつた以上、民主党としては覆すこともできず、四月十三日に開催された衆議院本会議において、法案の趣旨説明および質疑が行われた。

本会議においては、野田毅自治大臣の法案趣旨説明に続き、各党代表質問が葉山峻議員（民主党）、榎屋敬

悟議員（公明）、知久馬二三子議員（社会民主党・市民連合）により行われた。

これに対し小淵総理大臣、自治大臣等が答弁をおこなつた。各党の代表質問の内容は、私たちPIJが各野党及び議員に説明してきた問題点を、ほぼフォローするものである。

民主党訪韓視察団報告会

四月十五日、民主党内において、訪韓視察団報告会が開催された。河村たかし議員などが中心となつて、韓国において住民登録カードの電子カード化（IC化）法案が廃案となつた経緯を報告した。この報告会には、前出の古賀一成、興石東議員のほか、前出雲市長である岩国哲人議員などの賛成・推進派も出席し、賛否を含めた議論がなされた。この報告会には、PIJも、石村代表ほか数名が、オブザーバーとして出席。

PIJ代表ら、連合総合政策局長と会談

四月二十二日、わたしたちPIJ

衆議院本会議における質疑および答弁の議事録は、次のインターネット・アドレスにて、読むことができます。
<http://www.shugiin.go.jp/honkai/honkai.htm>

は、連合の政策担当者との会談を持つことができた。連合側は成川秀明局長（総合政策局・経済政策局）と根本良作次長が出席、当方は河村たかし相談役（衆議院議員）、石村代表、ほか二名が出席。

連合の基本的な姿勢は、このシステム（住民票コード、住民票カード）導入目的をさらに明確にし、住民の利便性向上をはかること、システム稼働時までに、高度情報化時代のプライバシー権ともいえる「自己情報コントロール権」を保障する包括的な個人情報保護法を整備することを求め、慎重な審議を求めるといふもの。

河村議員が、「では、プライバシー保護法が実現していない現状では、反対ですね」と問いかけると、「条件が整わない限り、反対といわざるを得ない」と成川局長は繰り返した。

ともすれば、「連合はすでに、同法案に対して賛成との基本姿勢を示している」との憶測も広がっているため、早急に連合から民主党の担当者と接触し、この基本線を明確に伝えることを合意して会談を終了。

その後、連合は右記の法案評価に基づき、「個人情報保護法について、与党に設置される予定のプロジェクトチームおよび野党に対して連合要

請を行うとともに、フォーラムの開催、連合要求のパンフレット作成等を行い、世論喚起をはかる」との方向で活動を開始した。

プライバシー議連発足

法案審議開始後、民主党内に、自治省の国民総背番号制導入法案に反対する議員連盟が発足した。

「プライバシーを守り、国民総背番号制、国民皆登録証携帯制に反対する議員連盟（略称「プライバシー議連」）である。

『急激な戦後復興の必要性から、官による統一的国家運営を余儀なくされてきた日本。今こそ、国民の自由、民主、プライバシーに大きな価値を置くべき時代です。私たちはプライバシーを守るために様々な活動を展開していきます。まず、住民基本台帳法改正案に反対し、活動します。』との同議連設立趣意書の呼びかけに対し、四月二十八日現在、左記の議員が参加している。

プライバシー議連メンバー

- 顧問 熊谷弘
- 座長 石井一
- 座長代行 仙石由人
- 幹事長 木幡弘道
- 幹事 上田清司

住民基本台帳法改正案成立を許すな

住民基本台帳法改正案成立を許すな

佐々木秀典
葉山 峻
原口一博
松崎公昭
河村たかし
石井紘基
枝野幸男
海江田万里
田中 甲
樽床伸二
土肥隆一
永井英慈
藤村 修
堀込征雄
前田武志
吉田公一
渡辺 周

(敬称略)

衆院地方行政委員会・公聴会

五月六日、住民基本台帳法改正法案を審議している衆議院地方行政委員会において、各界から参考人を招致して「公聴会」が開催される。

参考人および質疑に立つ議員は、次のとおり。(質疑順、敬称略)

(参考人)

大山永昭 (東京工業大学教授)
嶺田勝次 (日本弁護士連合会元副会長)
朝倉敏夫 (読売新聞社論説副委員長)

石村耕治 (朝日大学教授)
堀部政男 (中央大学教授)
齊藤貴男 (フリージャーナリスト)
砂尾 治 (兵庫県五色町長)
梶原 拓 (岐阜県知事)

(質問者)

宮路和明 (自民)
古賀 一成 (民主)
富田茂之 (明改)
鰐淵俊之 (自由)
春名直章 (共産)
知久馬二三子 (社民)
中野正志 (自民)
桑原 豊 (民主)
白保台一 (明改)
西村章三 (自由)

各参考人の意見陳述は約十五分間程度、それに対する各議員の質疑は約二十分間程度。

PIJは、

一層、反対活動を強化する

以上のように、改正法案の国会審議は始まっているが、住民基本台帳法改正案が国民の自由と尊厳に与える重大な脅威となる、という本質的な問題は、全く変わっていない。

あなたは、コンピュータネットワークと、コードと、カードで、役人にすべてのプライバシーを知られて、管理される社会を望みますか.....



コードとカードを使って国民の広範なプライバシーを公有化しようという構想の危険性を、一層広く国民に訴え、国民の自由と尊厳を守る運動をさらに強化していかねければならない。まさに、これらがPIJのみならず、各市民団体による反対活動の正念場といえる。

良識をもつ国会議員と市民団体がすべての力をひとつにして、自治省の構想を阻止しなければならない。

大いなる 負の遺産 を二十一世紀に遺さないために。
市民が主役 の社会を守るために。

(辻村)

PIJ第四回定期総会報

告

四月十七日 午後、「ECOとしま生活産業プラザ(池袋駅東口)」において、PIJ第四回定期総会が開催された。

総会は、「一九九八年度活動報告・収支報告・財産目録」、「一九九九年度活動計画および収支予算案」などの議案を承認して終了。

石村代表は、国会審議が始まった住民基本台帳法改正法案に対して、今以上に活動強化の必要がある、と述べるとともに、新年度の活動方針(住民基本台帳法改正案廃案、個人情報保護法の民間部門への適用、NTT発信者電話番号表示サービスの法的対応、監視カメラの法的規制、納税者プライバシー保護、行政情報電子化とプライバシー保護、PIJの法人化)を説明。

なお、総会で報告されたPIJ役員(昨年五月七日の評議員会で選任、任期は二年)は以下のとおり。(敬称略)

(代表) 石村耕治、
(副代表) 辻村祥造、加藤政也、
岡崎敬、

(常任運営委員) 我妻憲利(事務局長)、高橋正美、益子良一、平野信吾、白石 孝、勝又和彦、加藤弘

PIJ活動状況報告 (98年4月～99年3月)	PIJ事務局作成
--------------------------------	----------

年月日	活動報告内容	場所・主催・発行人等	参加担当
98.04.03	「住民基本台帳法改正案」検討会議	都政新報会議室	石村、白石、辻村
98.05.07	「住民基本台帳法改正案」反対集会	衆議院第1議員会館 第1会議室	PIJ
98.05.08	PIJ 第3回定期総会	豊島勤労福祉会館	PIJ
98.06.01	PIJ 運営委員会	大同生命研修室	PIJ
98.06.18	社会新報インタビュー「住基法改正法案」	ホテル・メトロポリタン	石村代表
98.06.27	東学事務組合主催「住基法改正案」勉強会講師	早稲田奉仕園	辻村副代
98.08.07	PIJ 運営委員会	豊島勤労福祉会館	PIJ
98.08.25	CNN ニュース15号発行	PIJ	PIJ
98.09.07	枅屋敬悟衆議院議員(新党平和)住基法陳情	衆議院第議員会館	石村代表、 辻村副代
98.09.18	「住民基本台帳法改正案」勉強会講師	大阪	辻村副代
98.09.24	民主党古賀一成衆議院議員、興石東参議院議員、桑原豊衆議院議員、斉藤つよし衆議院議員訪問、懇談、陳情	議員会館	石村、白石、 辻村
98.09.24	PIJ 運営委員会	豊島勤労福祉会館	PIJ
98.10.01	宗教法人問題連絡会第16回学習会「背番号制とプライバシー」	東京芝幸福寺	石村代表
98.10.16	PIJ 運営委員会	PIJ事務局	PIJ
98.10.19	江田五月参議院議員訪問、懇談、陳情	参議院議員会館	石村代表、 辻村副代
98.11.07	NPO法説明会受講	経済企画庁	加藤、勝又、 平野、我妻
98.11.12	PIJ 運営委員会	豊島支部事務局	PIJ
98.12.05	CNN ニュース16号発行	PIJ	PIJ
98.12.18	PIJ 運営委員会	豊島勤労福祉会館	PIJ
99.01.09	PIJ 運営委員会	豊島勤労福祉会館	PIJ
99.01.24 ～01.25	韓国「電子カード反対市民運動」訪韓調査	大韓民国・ソウル市	白石、加藤、 大久保
99.01.27	「住民基本台帳法改正案」反対集会	神田パンセ	辻村、我妻、 平野
99.02.15	CNN ニュース17号発行	PIJ	PIJ
99.03.02 ～03.04	韓国電子カード問題国会調査団随員	大韓民国	石村、白石、 我妻
99.03.28	"国民総背番号制反対集会、デモ 国民総背番号制反対共同アピールを進める会	渋谷宮下公園	平野

P I J 活動状況報告 (九八年四月～九九年三月)

出雲市の ICカード行政 破綻寸前

島

根拠出雲市といえは、ICカード（IC仕様の住民カード）行政を積極的に推進してきたことで、よく知られている。

また、同市は、「国民背番号コード（住民票コード）と国民登録ICカード（住民基本台帳カード）で国民総データ監視」を目指すモデル自治体の一つでもある。

出雲市は、ICカードを使い、住民の健康、医療を含む広範な個人情報をも公的に管理してきている。ただ、住民側には、「本来は自分の財産であるはずのプライバシー（個人情報）が幅広く公有化されてきている」といった認識は薄いようだ。これは、福祉、健康など住民サービスの向上を前面に押し出して、市がカード発行を進めてきたためである。出雲市のICカード行政はうまく行っているように見られてきた。

出雲市のICカード行政破綻寸前

福祉カードの廃止に次ぐ、児童カードの発行打ち切り、市民カードの頓挫、その実情を報告する。

ところが、福祉カードの廃止に次ぎ、児童カードの発行打ち切り、そして市民カードの頓挫と、同市のカード行政は破綻寸前の状況にあることが分かった。

同市のカード行政の失敗、膨大な税金をつぎ込み、だれがこの政治責任を負うべきかが焦点となりそうだ。

PIJ住基法改正法案対策委員会

岩国構想崩壊のうねり

出雲市の「いずも市民カードシステム」をつくり上げたのが、前市長で、現在、民主党所属の岩国哲人衆議院議員だ。前回の都知事選で青島氏と戦って敗北したことで知られている人だ。

岩国構想の要は、八千文字（新聞一面分）の情報を入力できるIC「集積回路」カードに市民一人ひとりの個人基本情報、保健情報、救急情報を入力し、各人に持ち歩かせようというものだ。



出雲市のカード導入は、九一年四月の「現代のお守り札」をうたい文句とした、高齢者対象の「福祉カード」に始まる。九三年度には、健康管理と救急支援をねらいとした「児童カード」を追加した。

しかし、「福祉カード」は見事に失敗、九七年一月に廃止した。この失敗をうけて、九七年一月に、付加価値を高めた「市民カード」の発行を開始した。

「市民カード」の発行で、同市のカード行政は再起につながるかに見えた。しかし、税金を湯水の如くつぎ込んだものの、その効果はまったく思わしくなかった。

昨年末（九八年十二月八日）、西尾理弘現市長は、ついに市議会で英断を表明。「児童カード」は新規発行の打ち切り、

段階的に廃止。「市民カード」は大幅見直し、機能縮小、と相なった。

（表1）カード発行状況〔岩国構想の崩壊状況〕

カード名称	対象者	延対象者数	延交付数	適用開始時期	備考
福祉カード	大正15.4.1以前生まれ	約11,000人	約7,000人	平成3(1991).4.6	既に廃止
児童カード	0歳から中学3年生まで	約18,400人	約9,400人	平成5(1993).11.29	〔段階的に廃止〕
市民カード	18歳以上（*）	約67,000人	約5,500人	平成9(1997).1.22	〔大幅見直し機能縮小〕

（*）平成8年度の対象は、40歳代 福祉カード所有者 職域モデル事業所勤労者

（出典）出雲市総務部情報開発課市民カード係発行『いずも市民カードシステム』（1998年4月現在）より抜粋。〔 〕はPIJ加筆。出典は、以下同じ。

出雲市での岩国構想の失敗、見方を換えると、自治省の「コードとカードで国民総データ監視」構想の先が見えているようなものだ。私たちの納めた税金をムダ使いさせないためにも、自治省構想を盛り込んだ住基法改正法案は必ず廃案にしなければならない。

岩国構想が破綻した訳

利用低調、税金のムダ使い
出雲市民のプライバシーを市が管理する岩国構想はなぜ破綻したのだろうか。

最大の理由は、その利用度にある。昨年十二月八日の出雲市議会での西尾市長の答弁は、まさに、この点をはつきりさせている。

西尾市長は、「児童カード」の発行率は、全対象者の41%程度（表1参照）である現状を説明し、「小中学校では養護業務を電算化し、カードに入力する健康管理などの情報はカードを持っていない児童生徒を含めてデータベース化され、集計処理の事務効率化につながるなどシステムとしては役立っているが、カード自体は利用されていない」と指摘した。

西尾市長は、「これ以上児童カードを発行することはムダな投資。収れん策を考えなくてはならない」とし、カードの新規発行の打切り、段階的に廃止する方針を表明した。

また西尾市長は、「市民カード」の発行率は全対象者の9.2%（表1参照）である現状を示し、市民課や税務課での利用件数も年二千件程度と低調さを強調。「利用度の低いサービスはメニューから除外し」収れんして行く方針を明らかにした。

加入率が低調である点について、西尾市長は、カードが「多機能であるために逆に目的が不明瞭、カードを持っていない市民が行政サービスが受けられないことがあつてはならないため、逆にカードが絶対必要な生活場面がない」と指摘。（傍点筆者）

また西尾市長は、カードで救急の際に身元確認に役立つケースは、これまで、たった一件のみ。実用性がなく、すでに救急車の携帯用カード読取機の搭載を九八年八月から中止している旨を明らかにした。

西尾市長は、こうした一連のカード開発と運営費用に約六億円をつぎ込んでいる、しかし、費用対効果を考えると、収れん策を考える方がよい、との認識を示した。（98・12・9付、島根日日新聞朝刊・中国新聞朝刊・山陰中央新報朝刊参照。）

国民のプライバシーを丸裸にする自治体構想
住基法改正法案に盛り込まれた自治省の役人の構想では、中央センターでは各人の背番号コードと四基本情報（氏名・生年月日・性別・住所）だけを管理することになっている。しかし、各自治体が各住民に発行する新聞一面分（八千文字）入力できる背

番号コード入りICカードには、四基本情報の他にどのような個人情報を入れることになるのだろうか。この点は、自治省構想を先取りした出雲市の「市民カード」に入力されている記録情報を見れば、おおよその見当はつく。

(表2) 市民カードの記録情報

カード情報内容	情報源	サービス	サービス機関
個人基本情報（カード番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、暗証番号）	情報開発課	行政窓口	市民・税務課
行政窓口情報（本籍地、筆頭者氏名、印鑑登録番号）、図書貸出番号（注）暗証番号は本人申告による		カード照会（注）	市民ホール 図書館 市民会館
救急情報（緊急時連絡先氏名・続柄・住所・電話番号、血液型、かかりつけ医師名・医療機関名、服用薬品名、併用禁忌薬品名、薬品副作用歴、アレルギー歴、血清使用歴、既往歴・発病年齢・経過、特記事項）	本人申告	救急支援	医療機関 消防署
健診情報（基本健康診査結果、事業場での健康診断結果）	健康増進課 事業場	健康管理	医療機関 健康増進課 事業場

(注) カード照会は、全情報を照会可能。

出雲市の「市民カード」をヒントに、カードの危険性について点検してみよう。

カードで読書内容も当局に筒抜け
出雲市民カードのように、あなたのカード番号（背番号「コード」）が図書貸出番号に使われ、警察があなたがどついつた本を読んだか調べることができるとしたら、どうか。

日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」では、図書館をだれが、どう利用したか公開しないのが原則だ。ただ、令状による捜査の場合だけは例外としている。

実際には、全国の公立図書館の1割が、警察の照会に対し利用者カードの情報をたれ流しにしているのが実情だ（詳しくはCNNニュース九号十一頁）。

日本図書館協会の「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報保護基準」では、貸出への「住民基本台帳番号等の利用禁止」をうたっている。「市民カード」の番号を図書貸出番号へ流用することは、こうした基準に触れていることは明らかだ。

近年、捜査当局は、刑事訴訟法（一九七場一項）に基づく「捜査差押許可状」での利用記録の強制捜査・押収と、お願いから強制の

出雲市のICカード行政破綻寸前

出雲市のICカード行政破綻寸前

方向へエスカレートしてきている。これは、図書館側が「利用者のプライバシーを守る」姿勢を強めてきていることも原因だ（詳しくはCNNニュース十一号二十三頁）。

自治省のコードとカードを使った国民総データ監視構想は、図書の出利用の恐怖、借出記録の警察利用の途を確実にするものだ。思想・信条の自由を保障した憲法に抵触し、自由社会の基盤をゆるがすものだ。

カードで失業、差別の恐れ

あなたのカードに「救急情報」や「健康管理」情報を提供し入力したら、盗み見られたり、転職するときに悪用されたり、怖くないか。また、カードを紛失したら、どうか。

出雲市の「市民カード」に入力される「救急支援」情報や「健康管理」情報は、たれ流しになると、仕事を探すとき、結婚相手を探すときなどに差別に合う可能性はきわめて高い。こうしたセンシティブな個人情報や国や自治体などに提供させ公的に管理することは、自由主義社会の考え方になじまないものだ。

出雲市の「市民カード」が普及しないのは、当然である。自分の健康情報など、自分と医者で管理すれば

よいことだ。市民ははつきりと言わないとしても、官が口を出すことではない、と思っているはずだ。西尾市長がカードに入力するデータも縮小する、というのも当たり前である。

カードを紛失し、健康情報や救急情報などが読み取られ。他人の手に渡ったら大変だ。カードを取得しても、持ち歩きたくない、と思うのも当たり前である。

本人が同意しても医師は

病歴などを漏らせば罪になる。

カードに救急情報を入力したいということ、自治省の求めに応じて、医師が自分の患者の病歴などを本人の同意を得て提供することに問題はないか。

刑法一三四条一項（秘密漏せつ罪）は、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六ヶ月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する」と規定する。

したがって、医師が自分の患者の病歴などを自治体の求めに応じて提供することは罪になる。これは、患

者の同意がある場合であっても、提供すること自体が罪になることから、ダメである。また、自治体の職員には守秘義務があるから大丈夫ではないか、と思つても知れない。しかし、この場合もダメである。なぜならば、医師と自治体職員の守秘義務は、一方の義務履行によつて他方の義務が解除される関係にないからである。

刑法は、「正当な理由」がある場合はイイとしている。これは、令状などがある場合をさす。「正当な理由」をつくるために、法律でカード入力用救急情報として医師に患者の病歴などの提供を義務づけることも考えられる。しかし、こうした法律は国民のプライバシー権を侵害し、憲法十三条の下で違憲とされよう。

出雲市の「市民カード」では、救急情報は本人申告としている。これは、現行法上、法律の根拠なしに条例で医師から病歴などの提供を求めることはできないことも一因である。自治省のコードとカードを使った国民総データ監視構想でも同じ問題をかかえている。まさか、自治省は、医師の守秘義務などクソ食らえ、イヤだったら、市民は医者にかかるなとは思つていまい。

出雲市の西尾市長は、救急情報をカードのメニューから外すと表明し

ている。これまで役立ったのが、たった一件。当たり前である。ICカードなど、カネ食い虫で無用の長物であることが分かる。

出雲市の

カード行政失敗から学ぶもの

出雲市は、ICカードがあれば万のとき安心、市民生活向上をうたい文句に、鳴り物入りで出発した。だが、現状を見る限り、問題だらけである。税金のムダ、住民のプライバシー軽視、カードによる事務効率の向上も不明瞭。まさに、百害あつて一利なしの状況だ。

こうした実状にフタをし。あくまでもコードとカードを使ったプライバシー・ゼロ構想を目指す自治省。ねらいは、「個人情報の公有化」と「国民皆登録証制度」の実現にあることは明らかだ。

個人が匿名で行動することを不可能にする自治省の構想は、自由と人間の尊厳に対する挑戦である。コードとカードを使った自治省のデータ収容所列島化構想は、これを許せば必ず負の遺産になる。

(い)

最近のアメリカ政府の 納税者情報保護政策

電子情報化時代への対応に積極姿勢

PIJ調査研究部

近年、アメリカでは、連邦政府が電子情報化時代に対応できる国民・納税者のプライバシー保護政策を積極的に打ち出している。こうした最近の状況を紹介してみよう。

電子的権利憲章

昨年（98年）五月十四日に、ゴア副大統領は、「電子的権利憲章（Electronic Bill of Rights）」を公表した。この憲章は、高度情報化時代における、国民の医療記録、インターネット取引情報をはじめとした情報処理された各種の個人データの保護をねらいとしたもの。

この憲章に添付された大統領の意見書（メモランダム）では、連邦政府の各省及び主要な機関に対し、連

邦プライバシー保護法令の遵守を徹底するために幹部職員を責任者に任命することを求めた。連邦の各機関には、連邦プライバシー法（Privacy Act of 1974）の要件に合った形で電子データを保存しているか、さらには保有する個人データが不適切に開示されることのないようにセーフガードがしっかりとっているかなどを確認するため、一年間の猶予期間が与えられた。また、こうしたチェックは、連邦機関相互、連邦と州の機関との間での個人データの交換実務などにも求められた。

同年七月、ゴア副大統領は、電子的権利憲章の遵守、実施状況の評価などをねらいに、大統領府の行政予算管理局（OMB）の中に「情報・規制業務部（Office of Information and Regulatory Affairs）」を設置した。

最近のアメリカ政府の納税者情報保護政策



従来からOMBは、連邦プライバシー法の実施のためのガイドラインの作成などを担当してきた。こうした関係から、情報・規制業務部はOMBの中に設けられたもの。

納税者情報の保護の徹底

連邦議会は、昨年（98年）末に連邦課税庁（内国歳入庁「IRS」）の大改革のための法律（Internal Revenue Service Restructuring and Reform Act of 1998）を成立させた。

この「内国歳入庁改革法」は、納税者本位の税務行政を実現するために課税庁のサービスの徹底した質的改善を目指したものである。

この改革法には、一般に「第三次納税者権利保障法（T3 = Taxpayers' Bill of Rights 3）」と呼ばれる税務行政手続改革規定が挿入されている

（なお、アメリカの税務行政手続改革の現状について詳しくは、石村耕治『先進諸国の納税者権利憲章（第二版）』（中央経済社）第11章参照）。

T3では、納税者のプライバシー保護を徹底するために、納税者情報の取扱い及び開示が関係する手続について大改革を行った。主要なものをあげると、次のとおりである。

課税庁保有納税者情報の

本人へのオンライン開示

内国歳入庁（IRS）は、二〇〇六年までに、IRSのデータベースに保有する納税者情報を、納税者本人の申請に基づき、通信回線を使ってオンライン開示するための手続を整備することとする。ただし、オンライン開示は、各納税者の電子情報口座へのセーフガードが確立できていることが条件である（法二〇〇六条）。

推計課税をめぐる裁判での

課税庁側への拳証責任の転嫁

納税者には無関係の統計情報に基づき所得を推計した場合に係わる裁判において、拳証（立証）責任はIRS側が負うものとする（法七四九一条（b））。

推定調査の制限

最近のアメリカ政府の納税者情報保護政策

(法三四一七条)。

平易な英語での調査対象
選定基準及び手続の開示

IRSは、いかなる納税者の無申告の所得の決定にあたり、財務長官が無申告の所得が存在すると信じるに足る相当の理由があるとした場合を除き、「財政状態又は経済的実態調査手法 (financial status or economic reality examination techniques)」を用いてはならない(法三四一二条)。

なお、この改革は、アメリカ公認会計士協会の勧告に従って行われたものである。

取引先調査実施の場合の
納税者への通知

IRS職員は、納税者への所得の賦課・徴収にあたり、当該納税者に事前に合理的な通知を行うことなしに、当該納税者以外の第三者に調査・照会を行ってはならない。また、IRSは、定期的に、納税者に対し、当該納税者の所得の賦課・徴収に關し調査・照会を行った者の記録を提示しなければならぬ。

この記録は、当該納税者の請求がある場合も同様に開示するものとする。ただし、納税者が記録提供の権利放棄に同意するとき、開示が第三者に危険を及ぼしかねないとき、即時徴収や犯則調査に著しい不利益を及ぼすときなど、法律に定める適用除外要件に該当する場合は別である

納税者の色分けの禁止

IRSは、従来から、「反税者 (illegal tax protester)」、「無申告者 (nonfiler)」といった色分けを半ば公然と行ってきた。

今回の改革では、「反税者」の色分けを行うことは禁止された。また、「無申告者」の色分けについては、納税者が申告を行いかつその後二年間にわたり税金を完納した場合、色分けを削除するように求められる。また、今回の改正前に行った色分けはすべて各納税者のマスターファイルから削除され、ゼロベースとするように求められた(法三七〇七条)。

議会及び財務省による
独立した調査の実施

連邦議会の上下両院財政委員会及び財務長官は各々、法律通過以降十八カ月以内に納税者のプライバシー状況に関する調査を実施し、法律の執行状況に関する報告書を作成・公表するように求められている。

調査の範囲は、納税者のプライバシー保護の現状、納税者の申告情報の外部提供・利用の現状、連邦税法上の守秘規定と情報公開法との関連、連邦納税者申告情報の外部提供・利用と納税者のプライバシー

への影響、一九九七年に指定されたIRS職員による納税者情報の拾い読み禁止法 (Taxpayer Browning Protection Act) の評価などである(法三八〇二条)。

問われる

アメニティある社会づくり

一九九七年のハリス世論調査によると、調査に協力したアメリカ人の85%がプライバシーの保護状態に危機意識をいだいていたという。

個人を主体とした情報化社会が安全で人間の顔を持っているためには、いかにプライバシーを保護していくかは、きわめて重要な政治課題であるはずである。プライバシー尊重を忘れた社会にアメニティのある人間生活などありえない。

アメリカ政府、議会の国民・納税者のプライバシー保護のための努力は、いまだ不十分ながら、人間の顔をした資本主義のあり方を考える上で貴重なサンプルといえる。

わが国の政治家も、人間の顔が見えてこない役人社会主義と決別し、プライバシー尊重を第一とした生活者が主役のアメニティのある社会づくりの政策を打ち出して欲しいものである。

超党派訪韓団報告

市民と議員が、 国民登録証(カード)制にノー 韓国で実施寸前に制度廃止

PIJ事務局長 我妻 憲利

NNニュース17号でも報告したように、大韓民国(韓国)では、電子カードを使った国民管理システムが、市民団体・国会議員の共同作業により、その実施寸前に、廃止された。二年前に成立していた電子カード化のための法律を、廃止する法律を成立させたのである。この結果、韓国では、電子カードを使って国民管理、という役人の野望は未然に消え去った。

この間の経過は、日本の私たちPIJをはじめ、自治省の野望とたたかっているすべての人にとって、大いに参考にするべきものである。PIJ相談役の河村たかし衆議院議員などが中心となって、急ぎよ、

超党派の韓国視察団が結成され、電子カード制度廃止の経緯を探るため、韓国を訪問することが決まった。以下の報告は、同視察団の報告を、要約したものである。(以下、文中敬称略)

超党派訪韓団報告

平成十一年四月十五日

団 長 衆議院議員 前田武志
事務局長 衆議院議員 河村たかし

【趣旨】

我が国では、いわゆる国民総背番号制を実施する住民基本台帳法改正法案が、今国会にも提出されている。



大韓民国(韓国)では三十年前から国民総背番号制が導入されており、これをICカード化する法案が二年前に成立したが、この一月にはICカード化を廃止することが決まった。国民総背番号制について、また、ICカード化の廃止について韓国でどのような議論があったのか、その経緯を詳しく知るため、私たちは、同国の政府、立法府、市民団体を訪問することにした。

【日程】

平成十一年三月二日(火)から
同年三月四日(水)まで

【視察場所】

大韓民国韓国(ソウル市)

【メンバー】

団長 前田武志(衆議院議員)
事務局長 河村たかし(同前)
団 員 葉山 峻(同前)
富田茂之(同前)

長)

石村耕治(朝日大学教授)
我妻憲利(PIJ事務局)
白石 孝(市民団体代表)

超党派韓国視察団報告・実施寸前に電子カード廃止

齋藤貴男(ジャーナリスト)
谷内真理子(葉山議員秘書)
北角嘉幸(河村議員秘書)

【訪問先】

三月二日 市民団体
韓国法律消費者連盟総裁
金大忍(キム・テ・イン)
市民社会団体共同対策委員会代表
金基中弁護士(キム・キジュン)

三月三日

行政府
行政自治部自治支援局長
趙泳澤(チョ・ヨンタエ)
行政自治部住民課長 宋貴根
立法府
国会議員 秋美愛(チュ・ミエ)

三月四日 モデル地域

果川(カチョン)市長 李成煥
果川市中央洞長 李榮俊

【概要】

(以下は、訪問先での各氏の発言を要約)

市民団体

韓国法律消費者連盟総裁 金大忍
電子カード化、三つの問題点
住民基本台帳のような国民的に重大なことに對し、日本国内での国民の関心が薄いということに衝撃を受

けている。

この問題は、プライバシーに対する侵害、安全保障の問題、税金のムダ使い、という三つの問題を内包している。は当然のことで、目に見えない情報をICチップにいい、これを一元管理するやり方は大変不安を覚える。こういう国家統制を進める国は、必ず衰退する。また、記録された情報が漏れてしまったらどうするのか、韓国ではデパートの顧客リストがヤミに流され、誘拐されて殺された事例もある。

これは、つぎのにもつながらることだが、オンラインにハッカーが侵入した場合はどうするのか。個人情報一つひとつには軍事的意味はないが、全部あわせると大変な機密事項に相当する情報となる。

電子カード化は税金のムダ使い最後に、だが、IC化を実施すれば、日本国民の税金のムダ使いになる。間違った事業になる。そして、その裏には、大企業の利益が隠されている。韓国でやろうとしたICカードは、一枚一万二千ウォン(約千二百円)であり、これを四千万人に配るのだから、四千八百億ウォン(四百八十億円)の費用がかかる計算になる。

日本でも、千二百円×国民数(約

超党派韓国視察団報告・実施寸前に電子カード廃止

千五百億円)だけ費用がかかる。これは、カード作成を引き受ける企業にとつては、金の卵になる。一旦設備投資をしてしまえば、あとはカードを作る(再発行や出生)分だけ儲かる。当然、企業がロビーイングしていると思われる。

韓国政府の提案理由

政府は、この制度を進める上で、情報化時代に対応した住民登録証にする、電算技術力の向上、国民生活が便利になる、電子化時代に相応しい行政(効率性の向上)、と四つのキャッチフレーズを掲げた。

しかし、これには、上記のような問題もあるのであり、韓国国民の参加がないのをいいことに(韓国でも、最初あまり議論にならなかった。)欠点を言わないで政府が進めようとしたのは、国民をだましたことと同じだ。

市民社会団体共同

対策委員会代表 金基中

共通番号管理・電子カード化は、

人権後進国 の証し

住民登録証は、国家管理の一つであり、身分登録制度、住居登録制度、身分証明制度(本人確認制度)という三つの要素を持っている。

まず、1の身分登録制度とは、出生、結婚、死亡等の登録をするもので、どの国にもあるものだ。2

の住居登録制度は、どこに住居しているかを登録するものであるが、どこにもあるものではない。こういう登録制度は、固有番号で行われ、いくつかの国で実施されている。3の身分証明制度は、管理とは違って、個人の同一性を識別するものだ。

韓国は、この三つの制度を全部もっていて、さらに、これを一つの共通番号で管理している。市民社会の自立を考えた場合に、これらの制度は廃止したほうがよいが、こういう後進的制度的下でICカード化をやるうとしたので反発が大きかった。

韓国が国民総背番号制になっているのは、軍事的理由が大きい。そのような背景もないのに、日本がこの

ような制度を導入すると、市民社会の自立性を阻害し、国家権力による管理社会の到来を許すことになり、人権後進国 になる。

ICカード化については、プライバシーの観点から大きな問題があると思うが、韓国でもしなかったことを日本でやると、人権的に大きな非難をあびるだろう。

監視されるべきは、

国民ではなく権力と国家である

電子カード化問題の根底には、権力というものは信じられるのかという疑問が横たわっている。もし、信じられるとしても、民主主義の原則からは、権力は絶えず監視されなければならない。逆に権力が国民を監視するような制度は、やめたほうがよい。電子取引というのは、民間で進めればよい。政府が取り組めば、権力の問題になってしまう。政府が民間を支援するのはよい、政府が主体となつてはならない。

また、ICカード化を進め、国がこの市場を作つてやると、メモリーチップ業界が大きく成長する。

日本でも、そういう事情があるか

もしれない。

カードがあるから、
カード犯罪が起こる

カードを使った犯罪が韓国でよく起きている。韓国はカードでできることがたくさんあるので、カードの偽造、本人になりすますなど、いろいろな問題が起こっている。政府はこの防止策としてカードの電子化を考えていたが、どんなに偽造しにくいものを考えても、これを上回る不正使用は必ず起こる。もともとカードがあるから、こんな問題がおこる。

行政政府

行政自治部

自治支援局長 趙泳澤

韓国の住民登録制度

行政自治部は、昨年新しい政府とともにできたところだ。日本では、自治省と総務庁にあたる。

韓国の住民登録制度は、一九六二年に始まった。現在のようになつたのは一九六八年。その効用は、「国民生活の安定」、「行政の効率化」、「社会安定網の構築」の三つだ。

八〇年代から九〇年代にかけて、国民生活をもっと便利にしたいという要求が出てきた。韓国には、住民

登録証があるが、これには基本的なことしか書いていない。それ以外は、役所まで行かなければならない。

ICカード化には、
利点 があるのに……

ICカードはICチップに多くの情報を入れられるので、証明書を取る時にわざわざ役所に行かなくてもよい。ICカードには、「情報量が大きい、便利・効率性の向上、経費の節減」など長所がたくさんある。

短所も指摘されている。特に、韓国は二年前から経済危機にあるのに、最初に大きな投資が必要だ。また、その効果についてもいろいろと議論があった。

そして、国民生活のプライバシーを保護できないという市民団体の主張を説得できず、国民的なコンセンサスを得られなかった。これが廃止の理由だ。

行政自治部

住民課長 宋貴根

電子カード化の概要

ICカード導入の目的は、「国民生活を便利にすること」、「行政の効率化」、「社会の安定化（犯罪者識別機能）」の三つである。

登録対象者はそこに三十日以上居

住している人で、生まれた子供は、出生届の時に住民登録される。

住民番号は、六八年当時は十二ケタで、七五年から十三ケタになった。番号の内容は、生年月日（六ケタ）、性別（男性は1・女性は2）、市町村の番号、その日の登録順番、チェックデジットとなっている。同じ番号の人は存在しない。

活用例としては、土地登記簿・戸籍・兵役・身分証などいろいろなものに利用されている。また、選挙名簿にも大きな役割を果たしている。

韓国の電子カード導入理由は、

既存の登録証の機能向上

カードを推進した背景は、一九八三年に登録証を更新したが、これが少し古くなってきて、その当時の顔写真と現在の顔が一致しない人が多くなり、偽造しやすく犯罪に使われやすくなってきたことだ。

投資は、一九九六年〜二〇〇〇年の五カ年計画で二六七五億ウォン（約二七〇億円）である。十七歳以上の三千五百万人に発給、二〇〇〇年四月に施行予定だった。効果は、証明費用の削減だ。短所は、カード化が人間の尊厳を侵害するということと、ICチップに情報を入力する時のミスや、管理用コンピュータへの

ハッカー侵入、さらに情報が悪用される危険性があるということだ。

私たちがICカード化をやめた理由は、国民の私生活を脅かす、韓国の経済状況（経済危機の中、行政の費用対効果を精査した結果、見合せた方がよいと決まった。）の二つだ。

立法府

国会議員 国民会議秋美愛

住民登録証のICカード化はクレジットカードと同じようなものだ、と国民は認識していたので、今回のICカード化反対運動は当初大変しかった。洞事務所には、すでに個人情報が集積されているから、そういうものをカード化することは悪いことではないとする国民が多かった。私たちは、市民社会協同対策委員会、法律消費者連盟など人権意識の強い団体と連携を取り、運動を進めてきた。

電子カード化は、国民管理を一層効率化し、プライバシー

に対する危険性が增大する。私は、新韓国党（注・当時与党、現ハンナラ党）がICカード化法案を通した時、次のように反対討論を行った。電子カードを持つようになると、

超党派韓国視察団報告・実施寸前に電子カード廃止

ネズミが通った後にフンを残すように、個人の足跡が残る。そつすると、今度はこれを要注意人物のマークに使うようになる。アメリカの話だが、電子カードの後を追う技術が開発されていると聞いている。』

『また、もう一つの問題がある。個人の情報が客体になるわけだが、誰が情報を記録してどのように管理するのか、国民の同意をそのたびに取るわけではないし、また、間違った情報を入れられても分からない。』

『アメリカの「ネット」という映画（日本名「インターネット」）では、コンピュータ管理の危うさが描かれている。さらに、精神障害者などのようにカードを他人に管理させる問題もある。政府としては、プライバシー保護に注意を払い情報管理者にパスワードを使わせるなど対策を取るつもりだったが、それでもハッキングの問題は解決できない。こういう問題があるのに、電子カードがどうして必要なのか。』

電子カード化は、

行政改革に役立たない

韓国では市の下に三つの行政単位がある。市・郡、区・邑、面・洞だ。一番下は、補助的な業務を行う。洞は平均で三万人だ。今、一番下の邑、

面、洞をなくそうとしている。本人確認が要求される時、普通はカードを見せれば大体それでよいが、カードだけではだめで、洞などが発行する住民登録証明書を要求されるところもある。

そこで、前政府は、邑、面、洞をなくすためにも、カードを強力に推進しようとした。ところが、金大中大統領は、電子カードを施行しないと公約して当選した。私も、先ほどの理由でそれがよいと思ひ、監査院に依頼してカード化の妥当性を調査してもらった。

そうすると、住民登録証の代わりにカードを使うと効率がよくなるという政府の説明は、間違っていることがわかった。監査院の結論は、「電子カードを導入すれば大きな経費がかかるが、謄本を取るといふ慣行がなくなると効率化はよくならない」というものであった。

電子カードを導入しようとした背景には、企業の迷惑もあったと思う。

金大中大統領は、

電子カード廃止に踏み切った

以上のような弊害を認識して、金大中大統領も電子カード廃止に踏み切った。

行政自治部は、 中断 といつて

いるそうだが、昨日この席で、ICカード化部分を削除した法案を全会一致で決めた。

日本でも、住民登録制度が問題になっていて聞くが、間違つた情報を本人が訂正できる制度、カードを他の目的に転用できない制度がないと、大変危険だと思ふ。事務の効率化という点で、ある特定の目的のための番号（限定番号）にまで反対するのは難しいが、国民総背番号（共通番号制）のような制度は必要ない。

電子カードモデル地域

果川（カチョン）市長 李成煥

韓国の住民登録証は、一九六二年から身分を確認するために実施している。一九九五年には、登録法の改正が必要になってきた。そこで、ICカード化を行う前のモデルテストを中央洞で行うこととなった。

モデルテストの過程では、賛否両論があった。最終的に、新政府は、ICカード化を断念した。

ICカードは、戸籍、年金、免許等七つの情報が入り国民生活が便利になるが、個人のプライバシーを侵害してしまう可能性があるからだ。

モデルテストの費用は、行政自治部が出しているので、いくら使われ

たかはわからないし、それが無駄だったかどうかは行政自治部のほうで判断することだ。

果川市中央洞長 李榮俊

果川市が選ばれたのは、ソウルから近く、行政部の庁舎が多く便利だったからだ。カードの利用については、当初は七つの情報を行政だけで使うつもりだった。将来は、例えば金融機関に使ってもらうなど民間に呼びかけていた。

訪問を終えて

最高裁判所が国民総背番号制に違憲の判決を下したフィリピン、市民の奮闘で役人の電子カード構想を挫折させた韓国。こうなると、いよいよ日本は、プライバシー保護のグローバル・スタンダード から取り残されてしまう。日本は、自由社会の看板を下さなければいけない。なぜなら、自治省の国民総背番号構想（住民基本台帳法改正案）を許したら、まさに、官僚天国にはなれても、国民は役人にすべてのプライバシーを管理される 人権後進国 になってしまうからだ。

（わ）



[Data-0031]

都知事選、住民カード導入候補またも敗北

先の都知事選では、唯我独尊、言いたい放題も昔のままの石原慎太郎候補が当選した。

二十四年前、二期目で都知事を辞めようとしていた故美濃部亮吉氏が「ファシストの石原慎太郎が、この東京を統治すると思うと血が逆流する。同じ懸念を持つ多くの都民のことを思い、再度立候補する決意をした」といったシーンが思い浮かんでくる。石原氏は、この対決で敗北をきした。

今回の都知事選で、彼は、人生の唯一の大敗北を消すことができた。いずれにしろ、この超タカ派系人物の対立軸であったのが鳩山邦夫氏。超ハト派かどうかはさておいて、この鳩山候補、公約の一つに「安心カード」という名の「住民ICカード」導入を掲げていたことは、意外と知られていない。

が出した「生活快適都市への道 知事選にのぞむ私たちの基本政策」(一九九九年三月十八日)の小冊子。この中で、「安心カード」の名称でICカードの導入に触れている。

「『安心カード』には新聞一面分の情報が入力できます。出先で急に倒れても大丈夫。私(鳩山)はこの『安心カード』をすべての都民に持たせたい!」

この鳩山候補の公約、何ということとは無い。私たちPIJが問題にしている自治省の「国民皆登録証携帯制度」の先取り提案そのものなのだ。鳩山候補本人が自治省の「背番号カード」と「ICカードで国民監視」の意図を承知の上で、こつした公約を掲げたのかどうかは分からない。

鳩山落選のTV放映を見ていた。壇上で本人のわきに、背番号カードとICカード導入論者で、前出雲市長の岩国哲人衆議院議員の顔がちらついていて。個人情報国家護持論者であるこの岩国さんも、前回の都知事選では、あえなく落選したごじんだ(CNNニュースNo.2)。

鳩山氏。あるいは、この岩国さんの影響を受けていたのかも。ともかく、「安心カード」導入を掲げた鳩山氏、結局は、「危険カード」を引いてしまったわけだ。

一方、岩国さん主導で導入した出雲市のICカードも、同市では岐路に立たされている。昨年末の市議会では、西尾理弘市長はカード発行の打ち切りを含め大幅見直しを明らかにした。利用効率の悪さに加え、金食い虫で市税のムダ使いにつながっているためだ。

都知事選、前回の岩国さんに続き、今回の鳩山氏も落選。住民カード導入候補は必ず落ちる。地方選挙はもろろん、国政選挙でもこついつた民意をつくり上げることが大切だ。

さて、独立自尊の石原知事、中央政府・自治省のコードとカードの押しつけ、どうハネのけるのですか？



(は)

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
東京都豊島区西池袋3-25-15IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

1999.5 発行 CNNニュース No.18

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
(ともに年間購読料 3,000円含む)

NetWorkのつぶやき

- ・自治省は日本を、どうあっても人権後進国にしたいらしい。全国民のプライバシーを握って、この国の主人公に成るつもりか?
- ・役人主導の政策は21世紀の社会には通用しないことがわからないのか (T)